

定住奨励金に関するよくある質問～令和 7 年度～

※質問および回答については、例示となります。

詳しくは要件等をご確認ください。

Q1

令和 6 年 11 月に住宅を新築し、同年 12 月 20 日に同地に住民票を異動し住み始めました。いつ申請すればいいですか？(令和 6 年度市税課税状況:固定資産税、軽自動車税、市県民税、国民健康保険税 全て普通徴収)

A1

令和 7・8・9 年度が対象となります。4 税全ての 1 年間分の納付を終えてから、令和 7 年 7 月 1 日(火曜日)～令和 8 年 3 月 31 日(火曜日)午後 5 時までに申請書を提出してください。課税状況や住所が変わらなければ、令和 8・9 年度も同様です。

Q2

令和 6 年 2 月に父親名義で住宅を新築し、長男が 1 人住んでいます。定住奨励金の対象になりますか？

A2

新築住宅の所有者の 3 親等以内の親族が、その住宅の所在番地を住所として住民登録し、居住しているので対象となります。この場合、申請者は長男となります。

Q3

【計算例】令和 6 年 5 月に住宅と倉庫を建てました。令和 7 年度固定資産税納税通知書には、住宅の課税標準額 800 万円、新築軽減税額 5 万円、倉庫の課税標準額 100 万円と書かれていました。定住奨励金の交付額はいくらになりますか？

A3

令和 7 年度の交付額は 3 万 1 千円となります。倉庫は定住奨励金の対象外建物ですので含みません。

計算式

固定資産税額＝[対象物件の課税標準額×税率(1.4%)－新築軽減税額]＝A
(100 円未満切捨)

定住奨励金交付額＝A÷2(千円未満切捨)

Q4

令和 7 年 2 月に住宅を新築(または購入)しました。令和 7 年度から申請できますか？

A4

当該住宅に係る固定資産税は令和 8 年度から課税されることから、令和 8 年度から申請してください。

固定資産税:毎年 1 月 1 日現在の土地、家屋などの所有者に対して、その価格(評価額)に応じて課税される市税です。